

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画案についての意見募集（パブリックコメント）の結果について

● 意見募集の期間：平成24年2月1日（水）～平成24年3月1日（木） ● 意見を提出された方：4名 ● 意見数：10件

No.	項目	意見(提出分全文)	市の考え方
1	2 国内の動き	<p>我が国は、すべての人の人権が尊重され、世界の恒久平和を念願する国際社会の一員として、国際連合に於いて採択された国際人権規約など、多くの条約を締結し、あらゆる差別の解消に向けて重要な役割を果たしてきました。昭和22年（1947）に施行された日本国憲法では、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重を基本理念とし、日本国憲法第三章国民の権利及び義務の中で、人権についての定義がなされています。第11条では「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」、第12条・・・第13条・・・第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない」侵すことのできない永久の権利として保障しています。</p> <p>国連に於いて平成6年12月（1994）に採択された「人権教育のための国連10年」 ◎平成9年（1997）にとつづきます。・・・以下は素案のとおりとなります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章 背景と経緯 2 国内の動き（1）人権に関する国の取り組みにおいて、以下の文を加筆します。</p> <p>「昭和22年（1947年）に施行された日本国憲法では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つが基本原則として定められています。」</p> <p>国の法整備の経過を追加し、憲法の条文については、巻末の参考資料に掲載することとします。</p>
2	4 障がいのある人	<p>障がいのある人が働きやすい環境づくりや就労機会を確保していくためには、障がい者雇用の点数制（入札など）を導入することも一つの行政手法だと考えます。</p>	<p>ご提案につきましては、自治体の障害者雇用施策としての事業で、既実施団体はありますが、今後あま市としてどのような対応が行えるのか、国における障害者雇用促進法改正の動きも見きわめつつ、十分研究してまいりたいと考えております。</p>

3	5 同和問題	<p>結婚問題をはじめとするさまざまな心理的差別が・・・の箇所、結婚問題を心理的差別と捉えているのは問題です。2011年の市民意識調査において、「今日でも同和問題、部落差別はあると思いますか」という設問で、恋愛 39.1%、結婚 66.2%の市民の方が「差別はあると思う」と回答しています。また、戸籍・住民票等の不正取得の多くが身元調査に悪用されている現実を考えれば、「実態的差別」と「心理的差別」を整理して盛り込むべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下のように修正します。 「こうした取り組みにより、同和問題は解決されたかに見えますが、現実には結婚問題をはじめとするさまざまな差別が存在しており、今日ではインターネット上での差別事象などは・・・」</p>
4	5 同和問題	<p>人権ふれあいセンターの有効活用において、隣保館の調査・研究事業で地域の実態把握を検討したらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただきました地域の実態把握につきましては、現在、当センターにおいては定期的な相談事業等を実施している関係から、原案の「生活相談など・・・」を「地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など・・・」に修正します。</p>
5	3 行動計画の進行管理	<p>行動計画の進行管理の項目で、進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年毎）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図っていく必要があると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第5章 行動計画の推進 3 行動計画の進行管理において、以下のとおり修正します。 「進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。」</p>
6	全 般	<p>資料部分とは別に、人権教育・啓発推進法の第1条「目的」は本文にも挿入した方が良いと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1章 背景と経緯 2 国内の動きにおいて、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第1条「目的」の条文を加筆します。</p>
7	全 般	<p>旧甚目寺町が行ってきた人権・同和行政をあま市においても継承・発展させていくためには、地対協意見具申の積極部分や旧甚目寺町の施策面の経過を本文にもきちんと挿入する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域改善対策協議会の意見具申については、人権擁護施策推進法制定と関連がありますので、第1章 背景と経緯 2 国内の動きにおいて、以下の文を加筆します。 『さらに、国の地域改善対策協議会における平成8年（1996年）の意見具申では、「同和問題の早期解決に向けたこれまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべて</p>

			<p>の人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構成すべきである」と提言しています。』</p> <p>旧甚目寺町の施策の経過については、第1章 背景と経緯 3あま市の動きにおいて、『旧甚目寺町においては、平成11年（1999年）5月3日に「人権尊重の町」の宣言を行いました。また、平成13年（2001年）には平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、平成16年（2004年）3月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関するさまざまな施策に取り組んできました。』と記載しておりますので、ご理解をお願いします。</p>
8	全 般	<p>市民との協働はもちろん大切な視点ですが、行政のリーダーシップがあってはじめて市民との連携が図れるのではないのでしょうか。人権尊重のまちづくり条例制定を契機に、市民が各分野の人権課題を自分自身の問題として身近に捉えられるように、家庭、地域、学校、企業・事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進していく必要を感じています。したがって、行政の責務をもっと明確に本文にも盛り込んでいくべきだと考えます。</p>	<p>第1章 背景と経緯 2国内の動きにおいて、以下の文を加筆します。</p> <p>「地方公共団体においても、人権教育・啓発の実施主体として積極的な役割を果たすことが求められています。」</p> <p>第5章 行動計画の推進 1推進姿勢においても、以下の文を加筆します。</p> <p>「本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。」</p>
9	全 般	<p>人権尊重の行動計画の素案を熟読し、この素案の内容の意義が市民に深く理解され、素晴らしい市になると思います。特に、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにする事によって人</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、計画を推進していきます。</p>

		<p>権を尊重する大切さを、真剣に考える様になると私は思います。どんなに立派な行動計画が出来ても、絵にかいた餅では意味がありません。本当に根気がある計画ですが、一步一步推進して下さい。お願いします。</p>	
10	全 般	<p>昨年 12 月議会に於いて人権尊重の町づくり条例が制定されましたのを受けて今回の審議会で、どのように行動計画の中に条例の精神を活かしていくのか非常に大切だと思います。絵に書いた餅にならない様に行動計画にのっとして市民に人権意識が浸透しているか検証する必要が有ります。是非、あま市民に啓もう啓発をおこたる事なく押し進めて下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第 5 章 行動計画の推進 3 行動計画の進行管理において、以下の文を加筆します。</p> <p>「進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5 年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。」</p>